さいたま市教職員組合新聞

例年に比べ長い休みでしたが、あっという間に終わってしまいましたね。私たち教職員組合が変更を訴え続けてきた、顔認証による出退勤打刻のしくみが９月より新しいものにかわります。少しでも皆さんの出退勤時のストレス軽減になるとよいです。

今月の特集　人事委員会申し入れ　について

１．人事委員会って？

私たち公務員が制限されている労働基本権（争議権など）の代償機関として賃金や勤務条件の改善を毎年勧告するところです。（もう一つ、労働基準監督機関としての役割もあります。それはまた別の機会に）ここでの勧告をもとに各部局の給料アップや労働諸条件の改善が実行されていきます。

２．昨年の勧告で変わったこと

例年９月のうちに「勧告」が行われます。これによりさまざまな変更が行われますが、例えば令和７年度、市の職員の賃金が平均３％余り（月例給）、ボーナスが平均０．０５％（特別給）増額されました。これらの増額は４月まで遡って支給されるため、増額分は１２月に「差額」として支給されています。令和８年度からは、教職調整額の引き上げ（４→５％）、通勤手当の限度額の引き上げ、部活動手当の引き上げ、義務教育等教員特別手当の縮減（代わりに学級担任加算あり、ただし特別支援教育に従事するものは除く）など、様々な手当の引き上げ、引き下げが行われました。

３．今年の勧告に向けて　市教組は何を訴えたか

さいたま市人事委員会の勧告は、８月に行われる国家公務員を対象とした「人事院勧告」を参考に行われます。市による独自の勧告ができる余地が残されており、さいたま市教職員組合が訴える意味はそこにあります。
７月下旬に要求書を提出し、８月下旬に行った申し入れは以下（抜粋）です。

・全ての年代、職種の大幅な賃金の引き上げ・会計年度任用職員の正規職員との均等待遇・再任用教員の給与の減額解消・臨時採用教員の経験を活かした採用試験のあり方の改善・子の様々な行事で取得可能な「子育て休暇」・子が小学校に入ってからも無給の休みがとれる「子育て部分休暇」・特別支援学級に従事するものがもらう「調整額」増額・「主務教諭」の非設置・ハラスメント根絶のための取り組み

そろそろ人事調書記入の時期ですが・・・

例年、９月の中旬ごろから人事調書への記入の説明が校長より行われます。人事異動を左右する重要な書類の作成ですが、毎年あまり説明されていないのが「特記事項」への記入です。

さいたま市教組は教職員の希望を最大限尊重した人事異動が行われるよう訴え続けていますが（詳細は次号）、その希望を細かく伝えることができるのが「特記事項」です。子育て・親の介護等の家庭の事情、それに伴う通勤時間の希望等を、詳細に書くことができるのです。

ご存じですか？ 給食費無償化にともなう給付金について

国の政策により今年度から始まった、市内小学校および特別支援学校小学部の給食費無償化について、やむを得ない理由で給食を停止しているお子さんについては、給付金が交付されます（条件あり）。給付の方法は、保護者による電子申請または書面申請です（７月２１日開始）。学校によってこのお知らせが周知されていないところがあるようです。該当する児童の保護者に情報が届くようご配慮ください。

みなさんの声をお聞かせください

さいたま市教職員組合は、子どもたち・教職員のみなさんが少しでも学びやすい・働きやすい環境を作るために活動しています。
この記事へのご意見・ご感想はもちろん、組合への加入、応援、ご意見、大歓迎です。
右の電話番号、あるいはQRコードをお読みいただき、市教組HPからお問合せもできます。

2026年８月２７日発行
No２９８
編集・発行/
さいたま市教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館２F
TEL 641-6763
FAX 648-3567

市教組HPはこちら

※組合員のみなさんへ

- 市教組の事務所のリフォームが完了しました。
- １０月１１日（日）さいたま市教育研究集会・組合カフェ